

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
休むとき、  
翌日)

## 目 次

◇規 則 鳥取県立境港通動寮管理規則の一部を改正する規則

◇告 示 豚等の移入の禁止

豚等の移入の禁止の解除

土地改良区の役員住所の変更

土地改良事業計画の適否の決定(四件)

解除予定の保安林(二件)

◇公安告示 風俗営業等取締法による聴聞(二件)

## 規 則

鳥取県立境港通動寮管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十五年十月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

### 鳥取県規則第五十七号

鳥取県立境港通動寮管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立境港通動寮管理規則(昭和四十八年三月鳥取県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

別表の表中「一一、三六〇円」を「一二、三三〇円」に改める。

### 附 則

この規則は、昭和五十五年十一月一日から施行する。

## 告 示

### 鳥取県告示第九百二十六号

豚コレラ予防に関する規則(昭和二十六年七月鳥取県規則第四十五号)

第一条の規定に基づき、豚、その死体又は豚コレラの病原体をひろげるおそれがある物品の移入を禁止する区域を次のとおり指定する。

昭和五十五年十月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

埼玉県北葛飾郡吉川町の区域

鳥取県告示第九百二十七号

昭和五十五年九月鳥取県告示第七百六十三号(豚等の移入の禁止について)は、廃止する。

昭和五十五年十月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九百二十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員(の住所)に変更を生じた旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十五年十月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

八東土地改良区

理事	松 田 忠 明	
変更前	八頭郡八東町大字東二四九番地	
変更後	八頭郡八東町大字東二五二番地三	

鳥取県告示第九百二十九号

昭和五十五年七月三十一日付けで鳥取市から申請のあつた土地改良(長

柄地区農道舗装)事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年十月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十五年十月二十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百三十号

昭和五十五年八月四日付けで鳥取市から申請のあつた土地改良(桂見地区農道舗装)事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年十月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十五年十月二十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百三十一号

昭和五十五年八月十日付けで河原町から申請のあつた土地改良(水根地区ほ場整備)事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年十月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十五年十月二十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

河原町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百三十二号

昭和五十五年八月十日付けで河原町から申請のあつた土地改良(大附地区農業用水)事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年十月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十五年十月二十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

河原町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百三十三号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十五年十月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡江府町大字俣野字切詰山二五七二の一、字蛇喰山二五七一の一、東伯郡三朝町大字福吉字福吉谷、大字柿谷字柿谷、大字中津字尼子、大字三徳字成谷、(大字俵原字丸山頭、大字穴鴨字余川谷)二九六の九、(高郡鹿野町大字河内字佐谷、字木谷、字鷲峰山、鳥取市河内字猪呼谷)以上三筆及び九字国有林。次の図に示す部分に限る。

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

送電施設用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課並びに江府町役場、三朝町役場、鹿野町役場及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供す

る。)

鳥取県告示第九百三十四号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十五年十月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

西伯郡西伯町大字東上字二舛鉄山所三三三の一、三三三の一の三、三三三二(以上三筆について、次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び西伯町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第四十五号

風俗営業等取締法（昭和二十三年法律第二百二十二号）第五条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十五年十月二十一日

鳥取県公安委員会委員長 松 岡 新 平

一 聴聞の期日及び場所

昭和五十五年十月三十日午後一時から

鳥取市東町一丁目二二〇番地

鳥取県警察本部内鳥取県公安委員会委員室（県庁本庁舎七階）

二 被聴聞者の住所及び氏名

鳥取市元町二八八番地 石 井 敏 江

鳥取市末広温泉町三一〇番地 中 田 武 子

鳥取県公安委員会告示第四十六号

風俗営業等取締法（昭和二十三年法律第二百二十二号）第五条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十五年十月二十一日

鳥取県公安委員会委員長 松 岡 新 平

一 聴聞の期日及び場所

昭和五十五年十月三十日午後一時から

鳥取市東町一丁目二二〇番地

鳥取県警察本部内鳥取県公安委員会委員室（県庁本庁舎七階）

二 被聴聞者の住所及び氏名

米子市両三柳九二二番地の二

有限会社東洋観光

代表取締役 山口祐史と金石培